

# フリーランスについての議論が抜け落ちていと指摘

- 内閣委員会（2019/11/07）
    - フリーランスの定義について
- 西村康稔国務大臣



私も党内で随分この問題を取り上げたんですが、  
残念ながら、厚労省それから経産省、内閣府において、  
フリーランスの定義というか考え方が随分違うんだなということを感じました。  
そういう意味で、  
政府で是非一貫したこのフリーランスに対する視点、定義をしていただきたいな  
というふうに思っております。  
まず**統一的な定義**というのが政府にあるのかどうか、一度伺いたいと思います。

**フリーランスに関する定義について明確に存在しない**  
ということでありまして、  
各省庁はそれぞれの政策目的に沿って枠組みを決めて  
調査を実施しているというところでございます。

政府としては、そういう状況を実際把握をいたしまして、  
特に**私の内閣官房の日本経済再生総合事務局においてよく実態を整理していきたい**  
というふうに考えております。



# フリーランス労働法制

- 資本金1000万円以下の会社から請負契約で仕事を請け負ったフリーランスは保護されていない。（独禁法の対象ではあるが、過去に適用事例無し）

契約方法 仕事発注側	労働契約 (雇用)	請負契約 (フリーランス)
資本金 1000万円以下	労働基準法 最低賃金法など で保護	<b>保護無し</b>
資本金 1000万円超	労働基準法 最低賃金法など で保護	下請法で保護